

道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三百十号）参照条文

道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）第一条による改正後の道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）（抄）

（放置違反金）

第五十一条の四 警察署長は、警察官等に、違法駐車と認められる場合における車両（軽車両にあつては、牽引けんされるための構造及び装置を有し、かつ、車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号の車両総重量をいう。）が七百五十キログラムを超えるもの（以下「重被牽引車」という。）に限る。以下この条において同じ。）であつて、その運転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるもの（以下「放置車両」という。）の確認をさせ、内閣府令で定めるところにより、当該確認をした旨及び当該車両に係る違法駐車行為をした者について第四項ただし書に規定する場合に該当しないときは同項本文の規定により当該車両の使用者が放置違反金の納付を命ぜられることがある旨を告知する標章を当該車両の見やすい箇所に取り付けさせることができる。

2 18 （略）

（罰則）（略）

（無免許運転等の禁止）

第六十四条 何人も、第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで（第九十条第五項、第三百一条第一項若しくは第四項、第三百三条の二第一項、第四百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第三百三条第四項の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。）、自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。

2 （略）

3 何人も、自動車（道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下単に「旅客自動車運送事業」という。）の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項において同じ。）又は原動機付自転車の運転者が第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けていないこと（第九十条第五項、第三百一条第一項若しくは第四項、第三百三条の二第一項、第四百四条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第三百三条第四項の規定により運転

免許の効力が停止されていることを含む。)を知りながら、当該運転者に対し、当該自動車又は原動機付自転車を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する自動車又は原動機付自転車に同乗してはならない。

(罰則 (略))

(酒気帯び運転等の禁止)

第六十五条 (略)

2・3 (略)

4 何人も、車両(トロリーバス及び旅客自動車運送事業の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第百十七条の二の二第六号及び第百十七条の三の二第三号において同じ。)の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。

(罰則 (略))

(過労運転に係る車両の使用に対する指示)

第六十六条の二 車両の運転者が前条の規定に違反して過労により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転する行為(以下この条及び第七十五条の二第一項において「過労運転」という。)を当該車両の使用(当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。)の業務に關してした場合において、当該過労運転に係る車両の使用が当該車両につき過労運転を防止するため必要な運行の管理を行つていないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、過労運転が行われることのないよう運転者に指導し又は助言することその他過労運転を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。

2 (略)

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条 (略)

2 自動車の使用者等が前項の規定に違反し、当該違反により自動車の運転者が同項各号のいずれかに掲げる行為をした場合において、自動車の使用者がその者の業務に關し自動車をすることが著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交

通の妨害となるおそれがあると認めるときは、当該違反に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該自動車の使用者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該違反に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

3 11 (略)

(罰則 (略))

第七十五条の二 公安委員会が自動車の使用者に対し次の表の上欄に掲げる指示をした場合において、当該使用者に係る当該自動車につきその指示を受けた後一年以内にその指示の区分ごとに同表の下欄に掲げる違反行為が行われ、かつ、当該使用者が当該自動車を使用することについて著しく交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該使用者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

自動車の使用 者 に対 する 指 示	違 反 行 為
第二十二條の二第一項の規定による指示	最高速度違反行為
第五十八條の四の規定による指示	過積載をして自動車を運転する行為
第六十六條の二第一項の規定による指示	過労運転

2 3 (略)

(罰則 (略))

(免許の拒否等)

第九十条 公安委員会は、前条第一項の運転免許試験に合格した者（当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日から起算して、第一種免許又は第二種免許にあつては一年を、仮免許にあつては三月を経過していない者に限る。）に対し、免許を与えなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許（仮免許を除く。以下この項から第十二項までにおいて同じ。）を与えず、又は六月を超えない範囲内において免許を保留することができる。

一 七 (略)

2 14 (略)

(指定自動車教習所の指定)

第九十九条 公安委員会は、前条第二項の規定による届出をした自動車教習所のうち、一定の種類免許（政令で定めるものに限る。）を受けようとする者に対し自動車の運転に関する技能及び知識について教習を行うものであつて当該免許に係る教習について職員、設備等に関する次に掲げる基準に適合するものを、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき、指定自動車教習所として指定することができる。

一 政令で定める要件を備えた当該自動車教習所を管理する者が置かれていること。

二 五（略）

2（略）

（免許の取消し、停止等）

第一百三十三条 免許（仮免許を除く。以下第六十六条までにおいて同じ。）を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、当該処分は、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、することができない。

一 八（略）

2 六（略）

7 公安委員会は、第一項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当することを理由として同項又は第四項の規定により免許を取り消したときは、政令で定める基準に従い、一年以上五年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けることができない期間を指定するものとする。

8 10（略）

（仮免許の取消し）

第六十六条の二 仮免許を受けた者が第一百三十三条第一項各号（第四号及び第八号を除く。）又は第二項各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の仮免許を取り消すことができる。

2（略）

(国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者の自動車等の運転)

第一百七条の二 道路交通に関する条約(以下「条約」という。)(第二十四条第一項の運転免許証(第一百七条の七第一項の国外運転免許証を除く。)(で条約附属書九若しくは条約附属書十に定める様式に合致したもの(以下この条において「国際運転免許証」という。))又は自動車等の運転に関する本邦の域外にある国若しくは地域(国際運転免許証を発給していない国又は地域であつて、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる運転免許の制度を有している国又は地域として政令で定めるものに限る。)(の行政庁若しくは権限のある機関の免許に係る運転免許証(日本語による翻訳文で政令で定める者が作成したものが添付されているものに限る。以下この条において「外国運転免許証」という。))を所持する者(第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する者を除く。)(は、第六十四条第一項の規定にかかわらず、本邦に上陸(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき住民基本台帳に記録されている者が出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第六十条第一項の規定による出国の確認、同法第二十六条第一項の規定による再入国の許可(同法第二十六条の二第一項(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第二十三条第二項において準用する場合を含む。)(の規定により出入国管理及び難民認定法第二十六条第一項の規定による再入国の許可を受けたものとみなされる場合を含む。)(又は出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の十二第一項の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国し、当該出国の日から三月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合における当該上陸を除く。第一百七七条の二の二第一号において同じ。))をした日から起算して一年間、当該国際運転免許証又は外国運転免許証(以下「国際運転免許証」という。)(で運転することができることとされている自動車等を運転することができる。ただし、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で、旅客自動車を運転し若しくは牽引自動車によつて旅客用車両を牽引して当該牽引自動車を運転する場合、又は代行運転普通自動車を運転する場合は、この限りでない。

第一百七七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔つた状態(アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。以下同じ。))にあつたもの

二 (略)

三 第六十六条(過労運転等の禁止)の規定に違反した者(麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三三号)第三条の三の規定に基づく政令で定める物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両

等を運転した者に限る。)

四・五 (略)

第一百七十七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等(軽車両を除く。次号において同じ。)を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの

四・六 (略)

七 第六十六条(過労運転等の禁止)の規定に違反した者(前条第三号の規定に該当する者を除く。)

八 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第一号の規定に違反した者

九 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号の規定に違反した者(当該違反により運転者が酒に酔つた状態で自動車を運転し、又は身体に第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で自動車を運転した場合に限るものとし、前条第四号に該当する場合を除く。)

十 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号の規定に違反した者(前条第五号に該当する者を除く。)

十一 偽りその他不正の手段により免許証又は国外運転免許証の交付を受けた者

第一百七十七条の四 第五十一条の三(車両移動保管関係事務の委託)第二項、第五十一条の十二(放置車両確認機関)第六項、第五十一条の十五(放置違反金関係事務の委託)第二項、第百八条(免許関係事務の委託)第二項又は第百八条の二(講習)第四項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業であつて、次条に掲げるものをいう。

4～8（略）

道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）附則第八条による改正後の自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十四年法律第五十七号）

（定義）

第二条（略）

2）5（略）

6 この法律において「代行運転自動車」とは、自動車運転代行業を営む者による代行運転役務の対象となっている自動車をいう。

7（略）

（道路交通法の規定の読替え適用等）

第十九条 自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二條の二第一項、第六十六條の二第一項、第七十四條第一項及び第二項、第七十四條の三（第五項を除く。）、第七十五條第一項（第五号及び第六号を除く。）、第一百十七條の二第四号及び第五号、第一百十七條の二の二第八号から第十号まで、第一百十八條第一項第四号、第一百十九條の二第一項第三号、第一百十九條の三第一項第四号並びに第二百十條第一項第十一号の三の規定に規定する車両（同法第二條第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。）及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
<p>（略）</p> <p>第一百十七條の二の二第八号</p>	<p>（略）</p> <p>第七十五條（自動車の使用者の義務等）第一項第一号</p>	<p>（略）</p> <p>第七十五條（自動車の使用者の義務等）第一項第一号（運転代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。）</p>
<p>第一百十七條の二の二第九号</p>	<p>第七十五條（自動車の使用者の義務等）第一項第三号</p>	<p>第七十五條（自動車の使用者の義務等）第一項第三号（運転代行業法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条</p>

2
4
(略)

<p>第百十七条の二の二十号</p>	<p>第七十五条（自動車の使用者の義務等） 第一項第四号</p>	<p>第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。） 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第四号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。）</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>